

香取市地域公共交通協議会 (第48回協議会資料)

目次

議 事

- (1) 香取市地域公共交通協議会規約の改正について 1
- (2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更届出
について 3

報 告

- (1) 公共交通事業者支援事業について 4
- (2) 路線バス「府馬線」の減便について 5
- (3) 循環バス「栗源ルート」の使用車両の変更について 6
- (4) 匝瑳市循環バスの一部区間廃止について 7

議事（１） 香取市地域公共交通協議会規約の改正について

香取市地域公共交通協議会規約第４条（役職）の規定についての修正を行うことについて、下記のとおり協議する。

●香取市地域公共交通協議会規約 別表（第４条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役 → 佐原 営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	経営企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役社長
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	経営企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長

議事（２）

令和４年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更届出 について

令和４年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画については、令和３年９月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定されたところであるが、令和４年４月に、香取市が一部過疎地域（旧佐原市、旧山田町及び旧栗源町）の指定を受けたことに伴い、計画内容の変更をすることで補助上限額の増額が可能となった。

については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第18条準用規定による第9条に基づき、変更届出書を提出するにあたり、その内容を協議する。

●別添資料 1 参照

報告（１） 公共交通事業者支援事業について

新型コロナウイルス感染症の影響による地域公共交通利用者の減少、加えて原油価格や物価の高騰等により極めて厳しい経営状況に直面している公共交通事業者に対し、経営を支援するため、次の事業を実施した。

【令和４年度】

（１）香取市交通事業者支援金事業

原油価格・物価高騰等による経営難に直面する交通事業者に対し、支援金を交付する。

●路線バス事業者

市内で乗降ができるバス路線 １路線あたり 300 千円

※香取市から運行経費に対し、補助金等を支出していない路線

●高速バス事業者

市内で乗降ができる高速バス路線 １便あたり 50 千円

●タクシー事業者

市内営業所を持つ事業者 １社あたり 100 千円

市内営業所で所有する車両 車両 1 台あたり 30 千円

※合わせて 300 千円が上限

【令和３年度】

（１）香取市交通事業者事業継続支援金

市の公共交通網の確保維持に不可欠であるバス事業者に対し支援金を交付した。

※タクシー事業者については、香取市中小企業者事業継続支援金にて対応

●路線バス事業者

市内で乗降ができるバス路線 １路線あたり 100 千円

※香取市から運行経費に対し、補助金等を支出していない路線

●高速バス事業者

市内で乗降ができる高速バス路線 １便あたり 15 千円

（２）香取市タクシー事業者感染防止対策事業支援金

市の公共交通網の確保維持に不可欠であるタクシー事業者に対し感染症防止対策の支援をした。

●タクシー事業者

市内営業所で所有する車両 車両 1 台あたり 50 千円が上限

報告（２） 路線バス「府馬線」の減便について

千葉交通株式会社が運行する路線バス「府馬線」について、減便の方針が示された。

このことについて、次のとおり報告する。

【 報 告 】

改 正 日：令和４年 10 月 1 日

対 象 路 線：路線バス「府馬線」

改 正 内 容：運行本数の減便

当該路線について：

路線バス「府馬線」は、JR 小見川駅から旭中央病院（旭駅）を結ぶ生活路線として、千葉交通株式会社と旭市、香取市の三者が運行経費を負担している。主な利用者は、香取市内から旭中央病院への通院者、旭方面の通学者である。香取市内では、JR 小見川駅などで香取市循環バス（横断ルート、山田ルート、小見川ルート）と接続しており、小見川・山田・栗源地区からの利用者が多い。

【 経 緯 等 】

令和４年 6 月 1 日

- 千葉交通より香取市に対し、減便の方針が示される

令和４年 7 月 13 日

- 千葉交通が旭市地域公共交通協議会にて報告

令和４年 7 月 31 日

- 千葉交通より香取市に対し、具体的な減便案が示される

令和４年 8 月 29 日

- 香取市地域公共交通協議会にて報告

令和４年 8 月下旬

- 広報かとり 9 月号及び香取市ホームページにて市民に周知

報告（3） 循環バス「栗源ルート」の使用車両の変更について

本件については、令和4年6月20日に開催した第47回香取市地域公共交通協議会において協議され、委員の皆様からの承認を受けた。

その後、運行事業者と協議を行った結果、使用車両について変更が生じたため、以下の通り使用車両の変更について報告する。

【変更前】

使用車両：

専用車 トヨタハイエース（15人乗り）

予備車 専用車と同等の運行サービスの提供が図られる車両

※専用車及び予備車は、運行事業者が用意

【変更後】

使用車両：

専用車 トヨタハイエース（14人乗り）

予備車 トヨタハイエース（15人乗り）

※専用車及び予備車は、運行事業者が用意

報告（４） 匠瑳市循環バスの一部区間廃止について

匠瑳市から「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画（案）」が示された。計画の中で、匠瑳市循環バスの再編に伴い、香取市内のバス停留所が廃止となる。

このことについて、次のとおり報告する。

【 報 告 】

再 編 日：令和5年4月1日

対 象 路 線：匠瑳市循環バス「飯高・豊和循環」

廃 止 区 間：高岡商店前（香取市）～大寺（匠瑳市）

廃止バス停留所：（香取市内）高岡商店前、谷入口

当該路線について：

匠瑳市循環バス「飯高・豊和循環」は、匠瑳市北部（一部香取市内を含む）から八日市場駅などを結ぶ路線である。運行費用は、匠瑳市と香取市で負担している。

【 経 緯 等 】

令和4年1月

- 匠瑳市地域公共交通協議会にて匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画（案）」を示し、委員から意見聴取
- 計画素案の公表（HP掲載）及び住民からの意見募集（パブリックコメント）を実施

令和4年2月15日

- 匠瑳市より香取市に対し、「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画（案）」が示される。

令和4年3月22日

- 匠瑳市地域公共交通協議会にて「匠瑳市地域公共交通利便増進実施計画」が承認される。

令和4年4月3日

- 香取市小川区住民（区長、組長等）に説明

令和4年5月下旬

- 広報かとり6月号及び香取市ホームページ等にて市民に周知

令和4年8月29日

- 香取市地域公共交通協議会にて報告

令和4年9月以降

- バス車内やバス停での再編に関する周知

